

番号	中間検証報告書「今後の対応」の項目	主な取組と今後の予定
<b>1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善</b>		
<b>（1）高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等について</b>		
1	<b>ア 成年後見制度における意思決定支援の全国的な推進</b> ・ <b>意思決定支援ガイドラインの策定</b>	（最高裁判所，厚生労働省及び専門職団体） 最高裁判所，厚生労働省，日本弁護士連合会，成年後見センター・リーガルサポート，日本社会福祉士会をメンバーとするワーキンググループにおいて「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を策定し，令和2年10月，左記機関ないし団体のウェブサイトに公表した。
2	・ <b>後見人等に対する意思決定支援研修を通じた全国的な普及・啓発</b>	（厚生労働省） 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を全国に普及していくため，令和2年度に，同ガイドラインを踏まえた後見人等向けの意思決定支援研修を15の都道府県においてオンラインで実施した（2777名が受講申し込み）。令和3年度は残りの府県で同研修を実施予定。 令和2年度の自治体や中核機関等の職員向け研修においても，意思決定支援ガイドラインの内容を踏まえたカリキュラムを作成して研修を実施した。令和3年度以降も引き続き実施予定。
3	<b>イ 各種ガイドラインの関係者への研修等による普及・啓発</b>	（厚生労働省） 厚生労働科学研究において開発した意思決定支援研修に関する研修カリキュラムを令和2年度から，相談支援従事者研修，サービス管理責任者等研修のメニューとして追加した。 これに加えて，令和2年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修において上記科目を都道府県で実施するための指導者養成のためのプログラムを実施。令和3年度においても実施予定。 各種研修において導入する意思決定支援に関する研修のプログラム（組込型研修プログラム）の改定や組込型研修プログラムの導入の一環として，医療・介護従事者向けの認知症対応力向上研修の研修カリキュラムの見直しを行った。今後は実際の研修での活用が図られるよう取り組んでいく。 各種ガイドラインの関係等を整理した資料を作成し，厚労省HPで周知するとともに，各種研修でも活用した。

4	<p><b>ウ 専門職団体における意思決定支援の理解推進</b></p>	<p>(日本弁護士連合会)</p> <p>「意思決定支援を踏まえた後見実務のガイドライン」作成ワーキングチームに参画して令和2年10月の完成・公表に向けて尽力した。令和2年度実施の国研修への後見人等受任者の研修参加を促進するため、各弁護士会会長への協力依頼を行い、令和3年度においても更に参加促進を強化する。また、令和3年度には、日弁連独自のオンデマンド研修プログラム等の実施や意思決定支援の重要性を啓発する企画を開催し、可及的に各会員への啓発・普及を図る。</p> <p>(成年後見センター・リーガルサポート)</p> <p>意思決定支援をテーマとする下記の研修を企画して会員に受講機会を確保するとともに、法人の研修制度の中に意思決定支援研修を体系的に導入するための検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定研修：後見人等候補者名簿の新規登載・更新にあたっては、「指定研修」の受講を必須要件としているところ、令和3年度の「指定研修」のテーマを「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの策定・公表と専門職後見人に期待される役割」として、令和3年度に名簿の新規登載・更新をする会員に受講を促す。</li> <li>・特別措置研修：新型コロナウイルス感染拡大の影響により研修機会の確保が困難な状況に鑑み、意思決定支援に関する「特別措置研修」の受講を条件に後見人等候補者名簿登載期間（原則2年）を事実上1年間延長する措置をとった。特別措置研修の受講を名簿登載更新の必須条件とすることで、全ての名簿登載会員に後見事務における意思決定支援の事例を学ぶための研修の受講機会を確保する。</li> <li>・意思決定支援に関する連続研修会：厚生労働省の「後見人等への意思決定支援研修」の受講がかなわなかった会員、改めて同研修会の内容を振り返り復習したいと考える会員等を対象に、令和3年度以降に意思決定支援に関する連続研修会を実施する（1コマ90分の研修会を5コマ実施することを予定している）。</li> </ul> <p>(日本社会福祉士会)</p> <p>令和2年度に、公表された意思決定支援ガイドラインを踏まえ本会が独自に開発した意思決定支援に資するツールの活用について11月に全国の都道府県社会福祉士会を対象としたセミナーを開催。令和3年度は都道府県それぞれで実施できるようさらに伝達を進める。研修実施状況や予定を調査中。</p>
(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進		
5	<p><b>ア 適切な後見人等の選任・交代の運用の推進と報酬の在り方の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>中核機関等による適切な後見人等の候補者を家庭裁判所に推薦する体制や後見人等を専門的に支援する体制整備の推進</b></li> </ul>	<p>(厚生労働省)</p> <p>令和2年度から、中核機関等における後見人候補者の推薦や後見人支援の取組に対する補助事業を開始した。令和2年3月に各地域の中核機関等の先駆的事例を取りまとめた事例集を作成し、厚労省HPやニュースレター等で周知するとともに、各種研修や説明会等において活用した。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>家庭裁判所における適切な後見人等の選任及び交代の運用の推進等</b></li> </ul>	<p>(最高裁判所)</p> <p>各家庭裁判所において適切な後見人等の選任及び交代や報酬の在り方について、最高裁と専門職団体との間で共有された基本的な考え方を踏まえた検討が行われている。令和3年度に利用者の立場を代表する団体等から報酬の在り方等について2回目のヒアリングを実施し、運用開始に向けた検討が行われる予定。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>中核機関等の職員等に対し、研修等により、適切な後見人等の選任等の考え方や家庭裁判所との連携の在り方を周知した。また、今後、専門家会議のヒアリング等を通じて実態の把握等を行う予定。</p> <p>成年後見制度利用支援事業の対象者については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村申立の場合に限らず、本人や親族からの申立て等も含まれることや</li> <li>・費用の補助がなければ利用が困難な方としており、一定額以下の収入や資産という要件は設けていないことを、市町村に対して周知するとともに、事業未実施の市町村に対しては事業実施を検討するよう依頼している。</li> </ul>

7	<p><b>イ 家庭裁判所と中核機関等における情報共有の在り方について</b></p>	<p>(厚生労働省)          個人情報の取扱いに関する各地域の取組例等について、「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」(令和2年3月)に調査結果を盛り込むとともに、自治体等から適宜把握している。また、今後、専門家会議のヒアリング等を通じて実態の把握等を行う予定。</p> <p>(最高裁判所)          中核機関等と家庭裁判所との円滑な連携を図るため、今後、提供すべき情報の範囲や情報提供の主体、個人情報の保護に関する各種法令との関係等について、関係省庁と最高裁判所との間で検討を行う予定。</p>
8	<p><b>ウ 専門職団体における適切な後見人等の交代等の取組の推進</b></p>	<p>(日本弁護士連合会)          本人の状況・ニーズに応じた適切な後見人等への「辞任・選任」や本人等と後見人等の信頼関係改善のための「辞任・選任」につき、家庭裁判所の判断により新たな候補者推薦依頼があった場合には、速やかにその趣旨を踏まえた候補者を推薦をできるよう、必要に応じ家庭裁判所と情報を共有し、各弁護士会における候補者名簿や推薦体制(マッチング体制)を整備している。そのための家庭裁判所との協議を行った弁護士会もある。また、後見人ガイドラインの作成や倫理研修等の実施により、適切な後見業務や選任、辞任、交代の在り方等について周知、情報提供を行っている。</p> <p>(成年後見センター・リーガルサポート)          所定の研修を受講した会員を後見人等候補者名簿に登録し、家庭裁判所等から推薦依頼があった場合には名簿登録者を推薦している。会員は2年ごとに新たに研修を受講して名簿登録を更新し、常に一定の水準を保つようにしている。全国1つの法人であるので、本人が他府県に転居した場合等に必要となる後見人等の交代による後任の後見人等候補者の調整を支部間で行うこともある。後見人等が本人や親族等との関係性を改善できない場合に後見人等である会員から相談を受け、適切な後任後見人等候補者を推薦したり、家庭裁判所からの後見人等の辞任等による後任後見人等の推薦依頼に対して速やかに適切な会員を推薦したりしている。</p> <p>(日本社会福祉士会)          これまでも、「適切な交代」については家裁と都道府県ぱあとなあで協議をし必要な対応を行ってきたが、今後さらに受任者側の事情ではなく、被後見人等本人の状況の変化や後見人等との関係性の変化から、本人を含む支援チームの総合的判断として「適切な交代」についてより積極的に検討していくことの必要性を、平成30年度以降、本会の連絡協議会等で都道府県社会福祉士会と共有している。受任者に対してアンケート調査を行う県士会もあるが、まだ共通認識が得られるところまではいっていない。今後さらに好事例の情報提供と地域ごとの検討を推進していく。</p>
<p><b>(3) 診断書等の在り方等の検討</b></p>		
9		<p>(最高裁判所)          家庭裁判所において、本人情報シートの利用状況や実態を把握するため、本人情報シートが提出された事件数に関する調査(令和元年7月開始)を令和2年度も実施。令和3年度も継続して実施する予定。</p>
<p><b>(4) 任意後見・補助・保佐の利用促進</b></p>		
		<p>(法務省)          成年後見制度に関する法務省のパンフレット及びホームページを改訂し、任意後見・補助・保佐の利用事例について、制度利用によるメリットを感じられる内容とした上、任意後見制度に関する説明を充実させて、任意後見・補助・保佐の各制度の周知を図った。</p>

10		<p>(厚生労働省)</p> <p>本人・家族等による利用や自治体・中核機関による利用促進の取組が効果的に行われることを意識した取組を行っている。</p> <p>具体的には、自治体・中核機関職員等が参加する研修等を通じて、任意後見・補助・保佐の理解を深めた上で、利用促進に取り組んでいただくよう働きかけるとともに、令和2年10月には市区町村・中核機関等向け相談窓口（K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置した。このほか、令和3年2月26日には、ご本人・ご家族、後見人、自治体など、成年後見に関わる方々がそれぞれの立場から制度の理解を深めていただけるよう、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、市民後見人へのインタビュー等を内容とする制度説明動画や、各種研修（自治体向け体制整備研修、意思決定支援研修）の実施内容を閲覧することのできる成年後見制度利用促進ポータルサイトを立ち上げた。併せて、サイト立ち上げ時には、任意後見、成年後見の利用を呼びかけるポスター、リーフレットを全国の自治体へ郵送した。</p>
<b>2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</b>		
<b>(1) 地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定</b>		
11	<b>ア 中核機関等の整備や市町村計画策定に向けた更なる取組の推進</b>	<p>(厚生労働省)</p> <p>従来から行っていた自治体・中核機関職員向け研修、都道府県職員向け研修、事例集等の作成・周知、ニュースレターの発行等を引き続き行った。</p> <p>更に令和2年度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・K-ねっと（市区町村・中核機関等向け相談窓口）の創設（令和2年10月）</li> <li>・全自治体の取組状況調査（3か年分）や都道府県等へのヒアリング調査を通じた課題の把握と今後の支援策の構築</li> <li>・自治体職員が全国の取組状況の検索や情報交換ができるポータルサイトの開設（令和3年2月）</li> <li>・過疎や離島など条件不利市町村の体制整備を推進する事業の新設（令和2年度第三次補正予算）を行うなど、自治体ごとの個別の課題を踏まえてきめ細やかに対応できるよう取組を更に拡充した。</li> </ul>
12	<b>イ 都道府県に期待される役割</b>	<p>(厚生労働省)</p> <p>都道府県が管内市町村の体制整備について主導的な役割を果たすことができるよう、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県担当者向けの研修等において、国が都道府県からのヒアリング等を通じて把握した市町村への効果的な働きかけ方法等を周知した。</li> <li>・調査研究事業において、小規模等市町村への支援など都道府県における効果的な取組の進め方等を整理した。その成果については、令和3年度の各種研修等に活用する予定。</li> <li>・都道府県と市町村との共同・連携事業に関する補助事業を新たに令和2年度第三次補正予算に盛り込んだ。</li> </ul>
13	<b>ウ 地域連携ネットワークの更なる構築に向けた関係機関の連携推進</b>	<p>(厚生労働省)</p> <p>各地域において、多様な主体と効果的な連携を図ることができるよう、効果的な連携事例について各種研修やニュースレター等で周知した。</p>
14	<b>エ 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制との連携等</b>	<p>(厚生労働省)</p> <p>地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制との連携によって、中核機関が効果的にその役割を果たすことができるよう、連携等に関するポイントを整理するとともに、効果的な取組事例について各種研修やニュースレター等で周知した。</p>
<b>(2) 市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活動の促進</b>		

	<b>ア 市民後見人の育成・活用</b>	(厚生労働省) 市民後見人の養成については、自治体において地域医療介護総合確保基金を活用して研修を実施することが可能であり、担い手の確保に努めるよう、令和3年3月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、自治体に周知した。 引き続き、高齢者の権利擁護が促進されるよう、自治体に働きかけを行っていく。
	<b>イ 法人後見の担い手の育成の推進</b>	(厚生労働省) 法人後見実施のための研修等に要する費用を補助する成年後見制度法人後見支援事業により成年後見制度の担い手の育成を推進 障害保健福祉関係主管課長会議において、成年後見制度法人後見支援事業の活用について地方自治体に周知
<b>(3) その他</b>		
	<b>ア 市区町村長申立の適切な実施</b>	(厚生労働省) 親族調査の在り方をはじめとした市町村申立の在り方については、令和2年度、複数の地方自治体及び有識者からなる「成年後見制度における市町村申立に関する実務者協議」を開催したところであり、令和2年度中にとりまとめを行う予定。
18	<b>イ 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進</b>	(厚生労働省) 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等の調査研究（令和2年度社会福祉推進事業）において、適切な制度利用に関する基本的な考え方を整理した上で、個別事案で適切な制度の組み合わせを判断する際に参考となるチェックシートを作成した。
<b>3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和</b>		
<b>(1) 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及</b>		
19		(金融庁) 金融行政方針において、各金融機関における後見制度支援預金の導入を促していくことを施策に掲げている。 また、後見制度支援預貯金等の導入状況に係るアンケートを実施し、当該結果を公表するとともに、業界団体との意見交換会において後見制度支援預貯金等の導入に向けた積極的な取組を要請した。
		(法務省) 平成31年4月以降、金融関係団体等により、成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議が継続して開催されており、法務省も関係省庁として必要な協力をしてきた。同会議では、令和2年11月に、既に導入されている後見制度支援預貯金の仕組みを用いることができない金融機関における対応策について取りまとめがされ、今後は、保佐・補助類型における支援預貯金の仕組みについて、引き続き検討がされる予定である。
		(厚生労働省) 令和2年度から全国的に実施している後見人等向けの意思決定支援研修等の機会を通じて、本人の財産を本人のために積極的に活用する考え方について後見人等の理解促進を図っている。
<b>(2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組</b>		

20	<p>(法務省)</p> <p>成年後見制度に関する法務省のパンフレット及びホームページを改訂し、任意後見制度について、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められる旨の記載を設けた。</p> <p>また、来年度以降、任意後見契約の当事者に対し、任意代理契約の締結の有無や任意後見監督人の選任の申立てをしていない理由等の調査を行い、任意後見制度の利用状況について調査するとともに、任意後見監督人の選任を促す通知等を併せて送付する取組を予定している。</p>
----	---

**(3) その他の不正防止に関する取組**

21	<p>(日本弁護士連合会)</p> <p>平成26年1月より、「弁護士後見人の不祥事防止・早期対応策の取組」として5項目の実施(①質が担保された後見人等推薦名簿の整備、②早期発見・早期対応のための家庭裁判所との対応・調整関係の確立、③弁護士会による早期発見・早期対応のためのチェック・助言体制の整備、④家庭裁判所への後見人等候補者の弁護士会推薦方式の推奨、⑤弁護士後見人の研修体制・OJT・相談支援体制等の抜本的強化)を各弁護士会に要請し、不祥事防止策の整備・強化を行ってきている。定期的実施状況の確認を行いながら、平成29年3月からは7項目(上記に加え、⑥後見人等ガイドラインの作成、⑦不適切な弁護士が選任されない仕組み、リスク情報等の共有について家庭裁判所との協議実施)に基づき整備・強化を推進している。加えて、令和2年10月には、万が一弁護士後見人等による故意の不祥事があった場合にも被害弁償を担保する「弁護士後見人等信用保証制度」の運用を開始し、未然防止と事後救済の両輪での整備を図っている。</p> <p>(成年後見センター・リーガルサポート)</p> <p>会員から定期的にLSシステムと称するクラウドシステムを利用した業務報告の提出を受け、それを精査することにより、会員の後見事務の指導監督を行っている。業務報告を怠っている会員が不適切な後見事務を行っている傾向があることから、全会員が適時に業務報告をするよう力を注いでいる。業務報告を遅滞した会員に対しては、預貯金通帳等の原本を確認する事業を実施しているが、令和3年4月からは、そのような会員に対して、更に指導監督を強化することを予定している。また、不正に対する抑止力を高めるべく、業務報告により報告された預貯金残高と預貯金通帳等の原本とを照合する調査を、全会員を対象として継続的に実施しており、この調査は令和2年秋までに一巡目の実施を終えている。さらに、不適切な後見事務を早期に発見できるよう、家庭裁判所との連携を密にし、会員の執務状況に関する情報の共有化を図るための取組を進めている。家庭裁判所との連携(①会員の選任情報の共有②不適切情報の共有等)も各庁と可能な範囲で実施されているが、これからも充実させていきたい。</p> <p>(日本社会福祉士会)</p> <p>都道府県社会福祉士会で定期的に活動報告を書面で提出させ、その内容の確認助言指導を行っている。令和3年度には報告書の提出システムのIT化に取り組むことを予定。助言指導内容を概況事項ではなく、活動実態そのものにシフトさせ、不適切な後見事務の早期発見、早期是正に向けて対応を強化することで、不正防止に取り組む。</p>
	<p>(最高裁判所)</p> <p>保佐・補助も含めた事件数の増加への対応という観点も含め、適切な事件処理の確保のために事件処理態勢の検討を行っており、今後とも必要に応じて検討を続けていく予定。</p>

**4 基本計画に盛り込まれているその他の施策**

**(1) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の検討**

22		<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関・自治体等を対象に、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の活用状況に関するアンケート調査(令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発研究事業))を実施したところ。令和3年度は、本研究を継続し、好事例収集のためのヒアリング調査を実施するとともに、好事例等を踏まえたガイドライン活用にあたっての手引きの作成等、活用を推進する方策に取り組む予定。</li> <li>・引き続き、自治体の担当者会議等において、ガイドラインについて周知。</li> </ul>
<b>(2) 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し</b>		
23		<p>(厚生労働省)</p> <p>国や地方公共団体等の職員の採用募集において、試験を受けることができない者として成年被後見人等を誤って掲げる等の事例が見受けられることから、令和3年3月1日、関係法令が全て施行されたことに併せ、各府省や都道府県等に対し、政省令、条例、規則、通知、採用募集等を確認した上で必要に応じて適切な対応を行うこと、管下の市区町村及び関係機関に対しても広く周知した上で必要な対応を求めることを依頼する事務連絡を発出した。</p> <p>(法務省)</p> <p>成年後見制度に関する法務省のパンフレット及びホームページを改訂し、「会社法の一部を改正する法律」に関するQ&amp;Aを設けて、改正内容や運用上の留意点などに関して必要な周知を行った。</p>